

門川勤労者体育センター使用料

令和元年10月1日

使用区分		1面1時間当たり使用料		
		全面	半面(バレーコート1面分)	1/6面(バドミントンコート1面分)
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	840円	420円	320円
	文化的催事に使用する場合	840円	420円	320円
	その他の場合	2,100円	1,050円	800円
入場料を徴収する場合、又は商品の宣伝、展示、販売等営利を目的として使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	3,360円	1,680円	1,280円
	文化的催事に使用する場合	3,360円	1,680円	1,280円
	その他の場合	8,400円	4,200円	3,200円
備考	1 使用する時間には、準備・後始末の時間を含めるものとする。 2 特別に電気等を使用するときは、実費相当額を上記料金に加算する。 3 入場料等とは、入場料、会費、会場整理費等その名称のいかんを問わず、入場することに関し徴収される入場の対価その他これに類するものをいう。 4 時間は、1時間を単位として30分以上を1時間とし、30分未満は切り捨てる。 5 上記には消費税を含む。 6 町外者の使用料は、上記使用料の2倍とする。 7 使用料徴収の時期は、使用の許可を受けたとき。			